

# 茨木市こども育成支援会議 事前質問等

資料名	ページ数	ご意見・ご質問	回答	担当課	質問者
茨木市次世代育成支援行動計画（第4期）の骨子 妊娠・出産期（いばらき版ネウボラ）		<p>「いばらき版ネウボラ」について 切れ目のない支援とありますがこの具体的な内容は何か。 茨木市民会館跡地に建設される建物の中に「いばらき版ネウボラ」の機能を持った施設が設置されると聞いているが、どうも本来のネウボラが生かせる場となるのかははっきりしない。この場合は妊娠・出産期のワンストップソリューションとして（出産は病院等になるとは思いますが）実現してほしい。何となれば、妊娠・出産子育て家庭の気持ちに寄り添い支援できるからである。そうすることで、夫・パートナー、及び上の子どもを含めた、育児参加や虐待予防となり得る。事務手続きの場としてでなく、入れ替わりのない担当保健師が専門的に寄り添えるようにしてほしい。</p>	<p>いばらき版ネウボラが目指す切れ目のない支援とは、妊産婦等の母子保健、子育て支援サービスを利用される人から見て、切れ目のないサポートを実感していただく仕組みと捉えております。具体的には、妊娠届出時の面接をスタートとして、妊娠中、出産後、育児中において、いつでも気軽に相談できる担当者がおり、安心して子育てしていただける環境を提供することと認識しております。</p> <p>また、新施設では母子保健と子育て支援の一体化を図り、ワンストップ支援体制を構築するとともに、遊び場や図書館など他の機能とも連携を図れるよう、検討を進めております。</p> <p>専門的な支援については、ネウボラの本場、フィンランドと同じ仕組み（保健師が変わらず、ずっと担当する）は日本では難しいため、担当保健師が変わっても、複数でサポートする仕組みなどで、可能な限り担当が変わるという印象を与えず、しっかりと寄り添いの支援を継続していく予定としています。</p>	子育て支援課	宮島委員
計画の位置づけ（他計画等との関係）		<p>「第5次茨木総合計画ー次代の社会を担う子どもたちを育むまち」は、次世代育成の計画に関しては、第4期・5つの計画が挙げられている。その骨子として4つの成長時期別に挙げられている。これらは、5つの計画と分類の仕方が違うので計画との関係が記載されていないのだと思うが、しかしどうい計画に基づくある期の活動なのか分がらう。（概略資料なので敢えて省略しているのだろうか）</p>	<p>第4期計画は、5つの法律に基づく計画を包含して策定しています。次世代育成支援行動計画は、ワークライフバランスの推進など「働きやすい環境の整備」を目的としており、妊娠・出産期～青年・若者期の4つのライフステージに分け、推進しています。</p> <p>子ども・子育て支援事業計画は、子ども子育て支援法において策定が必須とされており、計画冊子では第6章に位置付けています。</p> <p>ひとり親家庭等自立促進計画は、4つのライフステージ全てに関係がありますが、ひとり親家庭の支援に特化した施策については、資料1骨子の「社会的な支援が必要な子ども・家庭が安心できる環境づくり」の「ひとり親家庭への支援」に位置付けています。</p> <p>子ども・若者計画は、子ども・若者育成支援推進法において15歳～39歳を対象としており、ライフステージの「青年・若者期」に位置付けています。</p> <p>子どもの貧困対策計画は、第3期計画では別計画としておりましたが、第4期計画では第5章に位置付けています。</p> <p>本骨子につきましては、計画策定にあたり、こども育成支援会議の了承を得ており、これに基づき各施策を位置づけました。</p>	こども政策課	宮島委員

# 茨木市こども育成支援会議 事前質問等

資料名	ページ数	ご意見・ご質問	回答	担当課	質問者
茨木市次世代育成支援行動計画（第4期）の骨子 就学前期		「子育て支援サービス」の中でも、上記の「いばらき版ネウボラ」が継続して実現できるのではないかと。 「地域ぐるみの子育て、子ども・若者支援」における「地域ぐるみ」とは具体的にどのような内容か。現在、この時期の子育てにおいても、かなり孤立しているのではないかと危惧している。父親・パートナーの子育て参加は十分でなく、親や隣り近所、ママ友もさほど期待できない場合も少なからずある。ママ鬱や虐待にも陥りやすい。ネウボラも含め近くのみんが支え育てる仕組みがほしい。	「いばらき版ネウボラ」は、母子保健と子育て支援とが連携して実施する子育て世代包括支援センターの取組みであるため、子育て支援サービスも含まれ、子育て支援サービスの中で展開することも含まれます。 また、地域の相談支援機関等とも連携をはかりながら、切れ目のない支援の提供に努めていく予定としています。	子育て支援課	宮島委員
茨木市次世代育成支援行動計画（第4期）の骨子 小・中学校期		学校・地域・家庭の連携 ここでいう連携とはどういう状態のことを指しているのだろうか。 次年度より茨木市でもコミュニティ・スクールが導入されると聞いている。具体的な内容は明らかにされていないが、これとも連携する必要があると思う。 ともすれば、美しいコトバが先行し、現場の実態を見ずして構築されるきらいがある。連携をするのは意欲のある人が参画して取り組むものであり、義務感や宛て職として参画する取り組みでは従来通りだと思う。 コミュニティ・スクールは家庭を含め地域の参画があるのでまちづくり、まちの活性化を実現するものであり、取り組みにおいては、単なる一過性のイベントの実施に止まらない、かなりエネルギーが求められるものである。	学校・地域・家庭の連携とは、どのような子どもたちを育てるのか、何を實現していくのかという目標やビジョンを学校・地域の方・保護者と共有する状態です。 次年度より、コミュニティ・スクールを導入する予定ですが、市として地域の方の負担過多にならないようにすることが重要であり、地域の実態に応じて、これまで通り連携を深めていきたいと考えております。	学校教育推進課	宮島委員
茨木市次世代育成支援行動計画（第4期）の骨子 成年・若者期		青少年の健全育成とは？第3期実績ではスポーツ活動を通じた健全育成活動が実現できたとし、第4期計画では地域で見守る活動を推進するとあります。しかし、何を、どうするのか具体的ではないのではないかと。 茨木市には、青少年問題協議会下の組織として、青少年の健全育成を目指す団体があり活動している（市社会教育振興課、青少年健全育成運動協議会、小、中学校区に設置）。しかし、団体は地域の団体の代表者が参画する協議会の団体である。このため、コロナ禍にていっそう団体を構築しづらくなっている。何よりも自治会、PTA、公民館（自治会から参画）、こども会育成会等そのものがかなり弱体化している。こうした環境の中では、青少年健全育成運動協議会そのものを再構築し直す必要があるのではないかと。学校、地域、家庭の連携でも触れたが、地域にはソーシャル・キャピタルという有識者や職業を通じた専門家もいるので、有償を含めたボランティア活動（青少年指導員は有償ボランティア）がしやすい環境を整備したらどうだろうか（宛て職の参画は熱意、継続が課題）。健全育成活動とは、一過性のイベントを行うことではないのではないかと。	第4期計画において、青少年健全育成については、地域における青少年健全育成活動の支援と、青少年が主体的に取り組み自己有用感を育む機会を提供すること等としております。 青少年健全育成団体が実施する行事は、地域の大人と青少年が声をかけあう関係づくりのための貴重な機会ではありますが、青少年の興味の多様化等による参加者の減少や担い手不足などの課題もあります。そのため、青少年問題協議会では、青少年自身が主役となり、自己有用感を高める等の工夫を行った行事を好事例として表彰する「ほっとけんアワード」を実施し、各団体の活動意欲の向上を図ってまいりたいと考えています。また、コロナ禍においても、青少年問題協議会のネットワークを活かして、情報共有を図りながら、青少年健全育成に資する活動を実施してまいります。	社会教育振興課	宮島委員

## 茨木市こども育成支援会議 事前質問等

資料名	ページ数	ご意見・ご質問	回答	担当課	質問者
第4期第1節 ライフステージに沿った施策の展開「新・放課後子ども総合プランの推進」	47ページ 163ページ	<p>新・放課後子ども総合プランとは、現状学童保育（原則3学年まで、福祉部局所管）と放課後子ども教室（教育委員会所管）にて展開されている活動を連携、或いは一体化することの検討もあるかと思うが、どちらも有償、申請方式であり、全員を対象としながら申請しない児童もかなりおり、放課後の子どもの安全で快適な居場所、有効な活動としては漏れがあると言わざるを得ない。申請しない子どもが公園等で遊んでいる状況はよく見かける。放課後子ども教室は校区により毎日でなく、休暇中の活動がないことが多い。コロナ禍は活動なしである。子どもの放課後の対応については、所管を超えて毎日有意義に過ごせるようにフレームワークを整備することがまずは第一だと思う。</p> <p>一方、子ども食堂は、今子どもの居場所となっている実態がある。放課後の子どもの有意義な過ごし方として、この課題も併せてフレームワークを構築する方が効率的ではないだろうか。</p>	<p>【社会教育振興課】 放課後子ども教室については、地域の関係団体等で結成された実行委員会に委託していることから、実施回数や内容は地域により異なりますが、地域の方々が子ども達の安全・安心な居場所を提供して下さることに意義があると考えております。また、学童保育室との連携については、両事業の現状や課題について、共有を図っているところです。</p> <p>【学童保育課】 学童保育は放課後児童健全育成事業として、放課後、保護者が就労等により家庭に不在となる児童のために、安心・安全な居場所づくり、家庭に代わる生活の場を提供し、主に遊びを通して児童の健全な育成を図ることを目的に、一定の利用要件、また、保護者の所得に応じて利用料を設定して実施しているところです。</p> <p>【こども政策課】 本市では8団体16か所で子ども食堂が運営されており、各団体が様々な工夫をしながら、子ども達へ食の支援等を通じた居場所の提供を行っています。</p> <p>市では、子ども食堂連絡会を開催し、子ども食堂の運営内容の情報共有や課題の把握・整理を行い、市としてできることを検討し、関係課とも連携しながら進めているところです。</p>	社会教育振興課、 学童保育課、 こども政策課	宮島委員
子どもアドボカシー		<p>提供いただいた資料の中に見ることはできなかったのだが、これは、子どもの人権に関する重大な問題と考える。先ごろ、子どもの虐待が疑われ、児童相談所に一時保護された幼児が、親の子どもへの面会の求めに対し児相は5か月許可しなかった。そして、親元に戻るまでに1年を要した、という事案が報道された。この子の意思を確認することが年齢的に困難なのかもしれないし、虐待の再発の可能性を危惧したのかも知れない。今親の元に戻ったが、その子はお母さん、お父さんの存在をしばらく理解できなかったと言われている。アドボカイトとは、「代弁する」との意味と言われている。海外では、子どもの意思を汲み取り理解した代弁する大人の存在がある。子どもの気持ちに絶えず寄り添うのである。子どもアドボカシーの実現はハードルが高そうに思うが、本来次世代育成支援に当たっては、一方的な大人考えで行うものではないはず。根底には、この子どもアドボカシーが活かされていなければ、子どもの最善の利益の実現にはならないと思う。</p>	<p>児童虐待の対応については、子ども自身の年齢や判断能力等により様々なケースが想定されますが、子ども自身の意思や意見を十分に聞き取るとともに、虐待の重症度や緊急性を考慮した上で支援方針を決定しています。</p>	子育て支援課	宮島委員

## 茨木市子ども育成支援会議 事前質問等

資料名	ページ数	ご意見・ご質問	回答	担当課	質問者
ヤングケアラーの対応	35ページ	<p>「ヤングケアラーに該当する子どもたちが、少数ですが存在することが示唆されています。」とあるが、2021年4月のNHKの報道だと、文科省・厚労省調査（全国調査ではないが）では、中学生5.7%、高校生4.1%、確かに中学生の方が多くいようだが、「少数だが存在」とは思えない（多い・少ないの問題ではないと考えるが）。茨木市の実態は少数ということだろうか。実績値はどうか。</p> <p>ヤングケアラーの明確な定義は確立していないこともあるが、本人にその認識がないということ、またあったとしても自らは「そのことを隠そうとしていることがある。</p> <p>この問題は、虐待、引きこもり、子どもの貧困など同様に、複合的な問題を抱えている。</p>	<p>平成30年度に市内中高生を対象に実施した調査において、一緒に暮らしている人の手伝いや世話の内容についてお聞きしたところ、トイレの手助けやおむつの交換、衣服の着脱、移動の手助け、服薬の手助けを行っている中高生は全体の1.6～6.4%存在しています。</p> <p>当該調査の値がすべてヤングケアラーに該当すると言い切れないものの、本市においてもヤングケアラーが一定数いることが見受けられます。</p> <p>つきましては、こういった子ども達は身体的・精神的な負担を抱えていることから、今後とも教育、福祉、医療など様々な分野の関係者が連携して対応してまいります。</p>	子ども政策課	宮島委員
チャイルド・デス・レビュー		<p>提供いただいた資料の中に見つけることができませんでした。しかし、「チャイルド・デス・レビュー（CDR）」は、予防のための死亡検証として、ここ数年国、一部の自治体にて取り組みが行われ始めている。確かに子どもの死亡は多くはないが、自殺、虐待、事故等本来防ぎ得たものが多くあると考えられている。（CDR：子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、その他の行政関係者等）が、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に、検証を行うことにより、効果的な予防策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすこと。関西では滋賀県がモデル事業を行っている）子どもの支援にどう反映していくか、また、茨木市の事案として考慮の対象となり得るか根拠ではないが、こうした取り組みがあることは加えておきたいと思う。</p>	<p>令和3年度についても、引き続き、一部の都道府県においてCDR（子どもの死因究明）の制度化に向けたモデル事業が実施されると認識しております。</p> <p>今後も国の取り組みやモデル事業の実施状況等について注視してまいります。</p>	子育て支援課	宮島委員